

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
4月2日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 救急病院の認定(地域医療推進室).....
- 平成二十五年産麦類の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....
- 公安委公告
- 一般競争入札の実施.....

山口県告示第四百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	廃止年月日
川元医院	宇部市大字小野八一八八の二二	平成二四、一二、一八
岩崎クリニク	山口市小郡下郷二二七六	" " 一二

徳山病院

周南市新宿通二丁目一六

平成二五、一、三一

山口県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
よしかわ脳神経外科クリニク	宇部市東小串二丁目一番六号	平成二五、三、一
徳山病院	周南市新宿通二丁目一六	" " 二、
みらい薬局	宇部市東小串二丁目一番三号	" " 三、
こころ薬局吉敷店	山口市吉敷中東三丁目二八八六の一	" " "
オリーブ薬局愛宕山店	岩国市尾津二丁目一〇番二号	" " "
センター薬局	愛宕山一丁目一番三号	" " "
栄久薬局	周南市原宿町四番一九号	" " "

山口県告示第四百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人陽光会光中央病院	光市島田二丁目二番一六号	平成二八、三、三一

山口県告示第四百四十七号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十五年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

市町名 面積(アール)

宇部市 三四三

山口市 六七一

防府市 一、五二六



(九六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年五月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ドリームファクトリー

代表者の氏名 中野 光昭

主たる事務所の所在地 山口市陶四九六三番地

三 定款に記載された目的

主に障害者に対して、地域における障害者及び関係機関の障害者の有機的な流れを形成することで、地域生活支援や就労援助、情報提供に関する事業等を行い、障害者福祉並びに地域福祉の増進に寄与し、「誰もが当たり前に暮らせる」コミュニティを形成すること。

(九七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年五月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ほっぺん子供冒険・防災学校

代表者の氏名 西村 亘

三 定款に記載された目的

子供達に対して、自然と共に学び冒険心を養うことや多発する自然災害に対する身近な防災意識の啓発など、冒険・防災等に関する事業を行い、子供達がかけがえのない命や自然を大切に、地域の活性化等に寄与すること。

(九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年九月十四日山口県公告(四三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年四月二日から同年五月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日山口県公告(五五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年四月二日から同年五月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日山口県公告(五五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年四月二日から同年五月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年四月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十六年三月一日から平成三十二年二月二十九日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部生活安全部通信指令課ほか六十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年四月二日から同年五月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部生活安全全部通信指令課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十五年五月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年五月十七日午後一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十五年五月十七日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部生活安全全部通信指令課(電話〇八三一九三三〇一〇〇)に問い合わせる。〇一〇。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of communications command system

(3) Use term: From March 1, 2014 to February 29, 2020

(4) Use place: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 64 places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 16, 2013 (In case of bringing a tender: 1:00 P.M., May 17, 2013)